



# 長野県報

3月29日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第2961号

## 目次

### 規 則

- 長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(県立大学設立準備課) ..... 3
- 地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(県立大学設立準備課、健康福祉政策課) ..... 3
- 長野県短期大学学則及び長野県短期大学の授業料及び入学料に関する規則を廃止する規則(県立大学設立準備課) ... 5
- 医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則(医療推進課) ..... 5
- 介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則(介護支援課) ..... 6
- 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(介護支援課) ..... 8
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(介護支援課) ..... 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課) .....12
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課) .....14
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課) .....14
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課) .....17
- 長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則(障がい者支援課) .....17
- 農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則(農業政策課) .....17
- 農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則(農業政策課) .....18
- 長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業技術課) .....18
- 主要農作物種子法施行細則を廃止する規則(農業技術課) .....18
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則(生活安全企画課) .....19
- 長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) .....19

### 告 示

- 長野県個人情報保護条例に基づく口頭により請求することができる記録情報の一部改正(情報公開・法務課) .....20
- 福祉医療費給付事業補助金交付要綱の廃止(健康福祉政策課) .....20
- 長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正(医療推進課) .....20
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(6件)(生活排水課) .....20
- 信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課) .....22
- 総合特別区域法に基づく指定法人の変更(産業立地・経営支援課) .....22
- 農業災害補償法に基づく業務の規模の基準の廃止(農業政策課) .....22
- 長野県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部改正(信州の木活用課) .....22
- 林道事業補助金交付要綱の一部改正(信州の木活用課) .....23
- 間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱の廃止(信州の木活用課) .....24
- 保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課) .....24
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) .....25
- 基本測量の終了(2件)(建設政策課) .....26
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課) .....26
- 県道の路線変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....27
- 県道の路線廃止及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....27

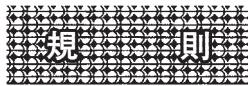
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(2件)(河川課) .....	27
道路の区域決定及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	28
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(7件)(道路管理課) .....	28
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(7件)(道路管理課) .....	32
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定の一部改正(生活安全企画課) .....	34

## 公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(情報政策課) .....	34
特定調達契約に係る一般競争入札(広報県民課) .....	35
医療法に基づく第7次長野県保健医療計画の概要及び縦覧(医療推進課) .....	36
都市計画事業の事業計画の変更認可(3件)(生活排水課) .....	38
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課) .....	38
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) .....	39
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) .....	39
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) .....	41
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) .....	41
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) .....	41
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課) .....	42
建築基準法に基づく認定の取消(建築住宅課) .....	42
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) .....	42
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課) .....	43
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課) .....	43
長野県監査委員の監査の結果に基づき講じた措置の公表(監査委員事務局) .....	44

## 訓 令

長野県教育委員会文書規程の一部改正(教育政策課) .....	45
兼務に関する規程の一部改正(教育政策課) .....	45
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正(教育政策課) .....	45
長野県立学校長職務規程の一部改正(高校教育課・特別支援教育課) .....	45
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育政策課) .....	46
正 誤(森林づくり推進課)(2件) .....	46



長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年 3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第14号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の2の(24)及び(25)を削り、同2の(26)を同2の(24)とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立大学設立準備課

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年 3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第15号

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに

財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成22年長野県規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則

第1条中「第3章及び第4章」を「第2章から第5章まで及び第7章」に、「基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構」を「より、県が設立する地方独立行政法人」に、「機構」を「法人」に、「業務運営並びに」を「役員及び職員、業務運営、」に、「会計」を「会計並びに人事管理」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第5条第1項中「次項及び次条において」を「以下」に、「認可中期計画(法第27条第1項)」を「認可中期計画(同項)」に改め、同条第2項中「機構」を「法人」に改め、同条を第7条とする。

第4条第3号中「機構」を「法人」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「機構」を「法人」に、「の認可」を「(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可」に改め、同条第2項中「機構」を「法人」に改め、同条を第5条とする。

第2条第1号及び第4号中「機構」を「法人」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(監査報告の作成)

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければ

ならない。この場合において、役員(監事を除く。以下この項及び第5項並びに第12条第2項において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。第8条第1項及び第13条第1項において同じ。)の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第8条を次のように改める。

(業務実績等報告書)

第8条 法人(法第68条第1項に規定する公立大学法人(以下「大学」という。)を除く。以下この項、第10条第2項及び第12条第1項から第3項までにおいて同じ。)に係る法第28条第2項の報告書には、当該報告書が次の表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

1 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	(1) 当該事業年度における業務の実績(当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、次に掲げる事項を明らかにしたものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 中期計画及び年度計画の実施状況</li> <li>イ 当該事業年度における業務運営の状況</li> <li>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</li> </ul> (2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、
---	---------------------	--

		<p>(1)に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果(次に掲げる事項を明らかにしたものに限る。)</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>			<p>項に係るものである場合には、(1)に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果(次に掲げる事項を明らかにしたものに限る。)</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
2	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	<p>中期計画に 定めた項目</p> <p>(1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績(当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、次に掲げる事項を明らかにしたものに限る。)</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、(1)に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果(次に掲げる事項を明らかにしたものに限る。)</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>		<p>2 大学に係る法第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が前項の表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。</p> <p>第9条中「」第2章を「。以下この条及び第12条第3項において「地方独立行政法人会計基準」という。第2章(大学にあっては、地方独立行政法人会計基準第1章)」に改める。</p> <p>第15条中「機構は」を「法人は」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条第4号中「機構」を「法人」に改め、同条を第17条とする。</p> <p>第14条中「機構」を「法人」に改め、同条を第16条とする。</p> <p>第13条中「機構」を「法人」に改め、同条を第15条とする。</p> <p>第12条中「機構は、法第40条第6項」を「法人は、法第40条第5項」に改め、同条を第14条とする。</p> <p>第11条第1項中「機構」を「法人」に改め、同条を第13条とする。</p> <p>第10条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に、「5年」を「5年(大学にあっては、6年)」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(会計監査報告の作成)</p> <p>第12条 法人に係る法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</p> <p>(1) 法人の役員及び職員</p> <p>(2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>3 会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める事項</p>	
3	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	<p>中期計画に 定めた項目</p> <p>(1) 中期目標の期間における業務の実績(当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、次に掲げる事項を明らかにしたものに限る。)</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事</p>			

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号の追記情報は、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

第9条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の作成)

第10条 法第34条第2項の当該事業年度の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人に関する次に掲げる基礎的な情報

ア 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要

イ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地

ウ 資本金の額(前事業年度末からの増減を含む。)

エ 出資者ごとの出資額(前事業年度末からの増減を含む。)(大学を除く。)

オ 在学する学生の数(大学に限る。)

カ 役員の氏名、役職及び任期

キ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び法人への県からの派遣職員等の数

ク 非常勤職員の数(大学に限る。)

(2) 財務諸表の要約

(3) 次に掲げる財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況(大学を除く。)

(4) 事業に関する説明

2 前項の事業報告書(大学に係るものを除く。)には、年度計画に記載されたセグメント(法人を構成する一定の単位をいう。)ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

本則に次の2条を加える。

(内部組織)

第18条 法第56条の2第1号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの(次項に

おいて「現内部組織」という。)であって同号に規定する再就職者(離職後2年を経過した者を除く。次項において「再就職者」という。)が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織(平成30年4月1日以後のものに限る。)として知事が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第19条 法第56条の2第2号の規則で定める管理又は監督の地位は、給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)第2条の給料の特別調整を行う職に相当するものとして知事が別に定めるものとする。

附則第2項中「機構」を「法人」に改め、「法第26条第1項に規定する」を削り、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立大学設立準備課  
健康福祉政策課

長野県短期大学学則及び長野県短期大学の授業料及び入学科に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第16号

長野県短期大学学則及び長野県短期大学の授業料及び入学科に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)

(2) 長野県短期大学の授業料及び入学科に関する規則(昭和52年長野県規則第12号)

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立大学設立準備課

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第17号

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則

医療法施行条例施行規則(平成25年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同項第3号中「又は無菌病室、集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室(以下この条において「無菌病室等」という。)の病床であって無菌病室等の入院患者が当該無菌病室等における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項及び第3項中「及び無菌病室等の病床であって当該無菌病室等の入院患者が当該無菌病室等における治療終了後の入院

のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第4項を削る。

附則第2項を次のように改める。

2 省令第48条に規定する申請又は命令若しくは要請に係る病床の種類に応じ省令第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に省令第48条に規定する転換を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、省令第51条に規定する転換を行おうとして、平成30年6月30日までの間に、再びその旨を知事に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第12項を附則第15項とし、附則第11項中「前項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は省令附則第55条に規定する特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第10項を附則第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は省令附則第54条に規定する特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項中「附則第12項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項中「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設（省令第53条に規定する特定介護療養型医療施設をいう。附則第11項及び第13項において同じ。）であること又は同条に規定する特定病院であることを知事に届け出た場合には、前項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（既存病床数の算定）

2 平成36年3月31日までの間、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第15号）附則第4項の規則で定めるところにより算定する数は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）第42条に規定する転換を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員に1を乗じて得た数とする。

医療推進課

介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第18号

介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第2条 条例第4条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 療養室 次に定める基準

ア 一の療養室の定員は、4人以下とすること。

イ 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とすること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。

カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ナース・コールを設けること。

(2) 診察室 次に定める基準

ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。

(7) 医師が診察を行う施設

(4) 喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（以下この号及び次条第1項第2号のアの(4)において「臨床検査施設」という。）

(9) 調剤を行う施設

イ アの(4)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査（以下この号及び次条第1項第2号のイにおいて「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。

(3) 処置室 次に定める基準

ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。

(7) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設

(4) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。次条第1項第3号のアの(4)において「エックス線装置」という。）

イ アの(7)に規定する施設にあっては、前号のアの(7)に規定する施設と兼用することができる。

(4) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次条第3項において同じ。）のうち、入所定員が19人以

下のものをいう。)にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

- (5) 談話室 入所者同士又は入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (6) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (7) 浴室 次に定める基準
- ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (8) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (9) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- (10) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(ユニット型介護医療院の施設)

第3条 条例第6条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 療養室 次に定める基準
- ア 一の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- イ いずれかのユニット(条例第2条第1項に規定するユニットをいう。以下この条において同じ。)に属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第2条第1項に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。)に近接して一体的に設けること。
- ウ 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- エ 地階に設けてはならないこと。
- オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- カ 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。
- キ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- ク ナース・コールを設けること。
- (2) 診察室 次に定める基準
- ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。
- (7) 医師が診察を行う施設
- (4) 臨床検査施設
- (9) 調剤を行う施設
- イ アの(4)の規定にかかわらず、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
- (3) 処置室 次に定める基準
- ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。
- (7) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
- (4) 診察の用に供するエックス線装置
- イ アの(7)に規定する施設にあっては、前号のアの(7)に規定する施設と兼用することができる。

(4) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

- (5) ユニット 次に定める基準
- ア 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。
- イ 次の(7)から(9)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める基準
- (7) 共同生活室 次に定める基準
- a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。
- (4) 洗面設備 次に定める基準
- a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (9) 便所 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (6) 浴室 次に定める基準
- ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 2 ユニットに属さない療養室を改修した場合であって入居者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該療養室を隔てる壁は、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。
- 3 ユニット型医療機関併設型小規模介護医療院(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が19人以下のものをいう。)の機能訓練室の基準は、第1項第4号の規定にかかわらず、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項及び次項において同じ。)を行って介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。)を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第2条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする。
- 3 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床

等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)についての第2条及び第3条の適用については、第2条第2号のアの(イ)中「という。」とあるのは「という。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同条第3号のアの(イ)中「という。」とあるのは「という。」と、同条第3号のアの(イ)中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同項第3号のアの(イ)中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」とする。

- 4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。)を開設した場合における当該介護医療院に係る療養室については、第2条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする。

介護支援課

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第19号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第54号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施

行に関し必要な事項を定めるものとする。

(看護職員及び介護職員)

第2条 条例第2条第4項の規定により定める看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び介護職員の員数の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下この項及び第4条において同じ。)に係る病室によって構成される病棟(療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下この項において「療養病床に係る病棟」という。)に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上
  - (2) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上
- 2 前項の常勤換算方法とは、同項第1号に掲げる看護職員及び同項第2号に掲げる介護職員(以下この項において「看護職員等」という。)のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の看護職員等が勤務すべき時間数で除することにより常勤の看護職員等の員数に換算する方法をいう。

(従業者)

第3条 条例第2条第5項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 前項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(廊下の幅)

第4条 条例第2条第6項の規定により定める廊下の幅の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設 次のア及びイに掲げる施設の区分に応じ、それぞれア及びイに定める基準
  - ア 指定介護療養型医療施設(イに掲げるものを除く。) 患者が使用する廊下が療養病床に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、



両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。

イ ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所ごとに入院患者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。） 1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下にある場合は、1.6メートル以上とすること。

(2) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設 患者が使用する廊下が老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

介護支援課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第20号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第22条の2」に改める。

第19条第2項第2号中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第5章中第23条の前に次の1条を加える。

（従業者）

第22条の2 条例第68条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第26条第2号中「看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4号を削る。

第42条中「である」を「又は介護医療院である」に改める。

第45条第6項中「及び」を「介護医療院及び」に改める。

第61条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所における条例第160条第1項第5号に定める従業者 利用者を当該介護

医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上

第62条第4号のイ中「食堂及び」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）第4条及び介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備

第65条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において当該介護医療院の入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第67条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の施設の基準に関する条例第6条並びに介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院をいう。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備

第68条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第70条第5項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第83条第2項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（平成36年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置）

13 第70条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言

語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

14 第76条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正)  
第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第22条の2」に改める。

第5章中第23条の前に次の1条を加える。

(従業者)

第22条の2 条例第66条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上  
第26条第2号中「看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。)」を削り、同条第4号を削る。

第38条中「である」を「又は介護医療院である」に改める。

第41条第6項中「及び」を「介護医療院及び」に改める。

第58条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所における条例第141条第1項第5号に定める従業者 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上

第59条第4号のイ中「食堂及び」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例(平成30年長野県条例第16号)第4条及び介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第18号)第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備

第60条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において当該介護医療院の入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第64条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の施設の基準に関する条例第6条並びに介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院(同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院に関するものに限る。次条において同じ。)の設備の基準を満たす設備  
第65条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第67条第5項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第79条第2項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(平成36年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置)

12 第67条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

13 第72条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び

運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

附則第5項から第7項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第2条第7項、第3条第3項及び第13条第5項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

附則第8項各号列記以外の部分中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同項第1号中「かかわらず」の次に「、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間」を加え、同号後段を削る。

附則第9項及び第10項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「及び第9項」を「、第9項及び第11項」に改め、同条第11項中「ただし」の次に「、第3項第5号の看護職員は」を加え、「又は」を「、介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。第13項において同じ。)又は」に、「この限りでない」を「常勤換算方法で1以上とする」に改め、同条第13項第2号中「ウまで」を「エまで」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者  
(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「又は病院」を「若しくは介護医療院(同法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。第11条において同じ。)又は病院」に改める。

第11条第6項第2号中「エまで」を「オまで」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者  
附則第7項から第9項までの規定中「平成30年3月31日」を

「平成36年3月31日」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の

一部改正)

第7条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第12項中「をいう。）」の次に「若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。))」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第8条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(平成27年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から第4項まで並びに附則第5項の前の見出し及び同項から第9項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年長野県条例第15号。以下この項及び次項において「改正条例」という。)第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(改正条例附則第2項に規定する看護職員をいう。次項において同じ。)が行うものについては、第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第26条の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正条例第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第26条の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

介護支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13章 共同生活援助」を

「第13章 就労定着支援（第52条の2）」

第14章 自立生活援助（第52条の3）に、「第2節 外部サー

第15章 共同生活援助」

ビス利用型指定共同生活援助（第54条の5—第54条の11）」を

「第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助（第54条の5—第54条の12）」

第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助（第54条の13—第54条の19）」

に、「第14章」を「第16章」に改め、「第15章 削除」を削り、「第16章」を「第17章」に、「第59条—第63条」を「第57条—第61条」に改める。

第18条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改め、「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（省令第94条の2に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第26条第1項及び第38条の2において同じ。）」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護（）」を「指定小規模多機能型居宅介護等（）」に、「指定小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等を」に改め、「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（省令第94条の2に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第38条の2において同じ。）」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（）」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「」を削り、「」という。）を「を」を「をいう。以下同じ。）を」に改める。

第20条第1項及び第2項中「この章」を「この章及び第54条の8」に、「同条」を「条例第60条」に改め、同条第3項第2号中「に係る」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助（条例第121条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下この号及び第15章において同じ。）の事業を行う者（第15章において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）を除く。）に係る」に改め、同号のア中「を提供」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供」に、「当該指定生活訓練事業等」を「指定生活訓練事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業所を除く。以下この号において同じ。）」に、「空床利用型事業」を「空床利用型事業所」に、「指定共同生活訓練事業所等」を「指定生活訓練事業所等」に改める。

第26条第1項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第125条の2第1号」を「第125条の5第1号」に改め、同条第2項第1号中「第125条の2第2号」を「第125条の5第2号」に、「宿泊サービスを」を「宿泊サービスの利用定員を」に改め、同項第2号中「第125条の2第3号」を「第125条の5第3号」に改める。

第38条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。第15章を削る。

第16章中第59条を第57条とし、第60条から第62条までを2条ずつ繰り上げる。

第63条中「第59条」を「第57条」に改め、同条を第61条とする。

第16章を第17章とし、第14章を第16章とする。

第54条の11第1項中「次条」を「第121条の3」に改め、同条を第13章第2節中第54条の19とし、第54条の8から第54条の10までを8条ずつ繰り下げる。

第54条の7第1号中「第54条の9」を「第54条の17」に改め、同条を第54条の15とし、第54条の6を第54条の14とする。

第54条の5中「第121条の2」を「第121条の3」に改め、同条を第54条の13とし、第13章第2節を同章第3節とし、同章第1節の次に次の1節を加える。

#### 第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助

##### （基本方針）

第54条の5 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### （従業者）

第54条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う指定共同生活援助事業所に置かなければならない従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、その員数は、当該指定共同生活援助事業所ごとに、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める員数とする。

(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人 常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員 常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数  
 ア 利用者の数が30以下 1以上  
 イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(4) 夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。) 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項各号に掲げる従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤でなければならない。  
 (設備)

第54条の7 その構造上共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない建物については、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一の建物の入居定員の合計は、20人以下とする。  
 (日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の要件)

第54条の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に条例第59条に規定する指定短期入所(単独型事業所又は併設事業所に係るものに限る。)を行うものとする。  
 (介護及び家事等)

第54条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の介護又は家事等に従事する従業者を配置しておかなければならない。  
 (社会生活上の便宜の供与等)

第54条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に関する特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。  
 (協議の場の設置等)

第54条の11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下この項において「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。  
 (適用関係)

第54条の12 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に対する条例第120条の3、第120条の8及び第121条の規定の適用については、条例第120条の3第1項中「共同生活住居(規則で定める

住居を除く。第5項及び第6項において同じ。)」とあるのは「共同生活住居」と、条例第120条の8第3項中「家事等」とあるのは「家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」と、条例第121条第1項及び第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助計画」とする。

2 条例第119条、第120条及び第120条の9第1項並びにこの規則第53条及び第54条第1項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業には適用しない。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

### 第13章 就労定着支援

(従業者の員数)

第52条の2 条例第118条の3第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 就労定着支援員 指定就労定着支援事業所(条例第118条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。次号において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上

(2) サービス管理責任者 指定就労定着支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数(条例第118条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者が、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下この号において「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援(条例第118条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下この号において同じ。)の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

### 第14章 自立生活援助

(従業者の員数)

第52条の3 条例第118条の14第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所(条例第118条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。次号において同じ。)ごとに、1以上(利用者の数が25を超える場合にあっては、1に、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

障がい者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第2項を削る。

第5条第3項第2号中「機能訓練（障害者支援施設基準条例）」を「機能訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）」に、「障害者支援施設基準条例第2条第1項第3号」を「同条例第2条第1項第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指定を受けているこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（次項において「旧指定障害者支援施設基準条例施行規則」という。）第2条第2項の規定により基準を満たしているものとみなされた指定障害者支援施設については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第62号。次項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第24条において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号。次項において「障害者支援施設基準条例」という。）第11条（第8項を除く。）並びにこの規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（次項において「新指定障害者支援施設基準条例施行規則」という。）第2条において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則

第16号。次項において「障害者支援施設基準条例施行規則」という。）第4条第2項第2号及び第11号の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2項の規定により基準を満たしているものとみなされた指定障害者支援施設については、指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する障害者支援施設基準条例第10条（第1項ただし書を除く。）及び新指定障害者支援施設基準条例施行規則第3条において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

障がい者支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第23号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 児童発達支援（第2条—第7条）」を

「第2章 児童発達支援

第1節 児童発達支援（第2条—第8条）」に、「第

第2節 基準該当児童発達支援（第9条—第13条）」

8条—第12条」を「第14条—第18条」に、

「第4章 放課後等デイサービス（第13条—第16条）」を

「第4章 放課後等デイサービス

第1節 放課後等デイサービス（第19条—第21条）」に、「第5

第2節 基準該当放課後等デイサービス（第22条）」

第5章 居宅訪問型児童発達支援（第23条—第25条）」

章」を「第6章」に、「第17条—第19条」を「第26条・第27条」に、

「第6章」を「第7章」に、「第20条—第22条」を「第28条—第30条」

に改める。

第22条第1項及び第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第4項中「第4号」を「第5号」に、「同条第5号のア」を「同条第6号のア」に改め、同条を第30条とし、第21条を第29条とする。

第20条第1項中「第4号」を「第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「第2条、第3条及び第14条」を「第3条、第4条及び第19条」に、「第2条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に、「第3条第1項第2号のア」を「第4条第1項第2号のア」に、「第14条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第4号」を「第5号」に、「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条

を第28条とする。

第6章を第7章とする。

第18条及び第19条を削り、第5章中第17条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 居宅訪問型児童発達支援

(従業者の員数等)

第23条 条例第60条の4第2項の規定により定める同条第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第60条の4第1項第1号に規定する訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下この項において「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

(条例第60条の7において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第24条 条例第60条の7において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第25条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者(条例第60条の4第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定居宅訪問型児童発達支援(条例第60条の3に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下この条において同じ。)を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、通所給付決定保護者の選定により条例第16条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 条例第60条の7において準用する条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項に規定する交通費とする。

第4章中第16条を第21条とし、同条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 基準該当放課後等デイサービス

(準用)

第22条 第9条、第11条から第13条まで、第20条及び前条(第1項を除く。)の規定は、条例第60条の2に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業、当該事業を行う者及び当該者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、第11条中「第53条の2から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)」の規定並びにこの規則第9条及び前条(第7条)とあり、並びに第12条及び第13条中「第53条の2から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)」の規定並びにこの規則第9条及び第10条(第7条)とあるのは「第60条の2(第23条第2項の規定を準用する部分を除く。)」の規定並びにこの規則第22条(第21条)と、第20条中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、前条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

第15条を第20条とする。

第14条第1項第1号中「(条例第59条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の節名を付する。

#### 第1節 放課後等デイサービス

第13条を削る。

第12条中「第7条」を「第8条」に改め、第3章中同条を第18条とする。

第11条第1項中「第22条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条を第17条とし、第10条を第16条とし、第9条を第15条とする。

第8条第4号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条を第14条とする。

第2章中第7条を第8条とし、同条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 基準該当児童発達支援

(従業者の員数)

第9条 条例第53条の2第2項の規定により定める基準該当児童発達支援事業所(同条第1項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下この節において同じ。)の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援(条例第53条の2第1項に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下この節において同じ。)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10以下 2以上

イ 障害児の数が10超 2に、障害児の数が10を超えて5又は

その端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援の提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第10条 第6条及び第7条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、条例第53条の2第1項に規定する基準該当児童発達支援事業者について準用する。この場合において、第6条中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第7条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第11条 次に掲げる要件を満たす障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)第53条第1項に規定する指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないことなどにより児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(同項に規定する指定生活介護をいう。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合における当該指定生活介護事業所には、条例第53条の2から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)の規定並びにこの規則第9条及び前条(第7条の規定を準用する部分を除く。)の規定は、適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第12条 次に掲げる要件を満たす介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第85条第1項に規定する指定通所介護事業者又は省令第54条の3に規定する指定地域密着型通所介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないことなどにより児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して同条例第84条に規定する指定通所介護又は省令第54条の3第1号に規定する指定地域密着型通所介護(以下この条において「指定通所介護等」という。)を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う同条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所又は省令第54条の3第1号に規定する指定地域密着型通所介護事業所(以下この条において「指定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所と

みなす。この場合における当該指定通所介護事業所等には、条例第53条の2から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)の規定並びにこの規則第9条及び第10条(第7条の規定を準用する部分を除く。)の規定は、適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第13条 次に掲げる要件を満たす省令第54条の4に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないことなどにより児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して省令第54条の4第2号に規定する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(省令第54条の12に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(省令第54条の12に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等には、条例第53条の2から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)の規定並びにこの規則第9条及び第10条(第7条の規定を準用する部分を除く。)の規定は、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の省令第54条の12第1号に規定する登録定員(次号において「登録定員」という。)が29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(省令第54条の4第1号に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。))又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(省令第54条の4第1号に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。))にあっては、18人)以下であること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの省令第54条の12第2号に規定する利用定員(以下この号において「利用定員」という。)が登録定員の2分の1の数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下この号において「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。))にあっては、12人)までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人



- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂がその機能を十分に発揮しうる適当な広さを有するものであること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令第54条の12第4号に規定する場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条又は第171条に定める基準を満たしていること。
- (5) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第3項第1号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項第1号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を「児童指導員（条例第5条第1項第1号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は障害福祉サービス経験者（同号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。） 指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項第2号中「看護師」を「看護職員（条例第5条第2項第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「（条例第5条第2項第3号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の1項を加える。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第2条を第3条とし、第2章中同条の前に次の節名及び1条を加える。

第1節 児童発達支援

（障害福祉サービス経験者の資格要件）

第2条 条例第5条第1項第1号に規定する規則で定める者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定したものとす。

附則第3項中「第3条第1項第2号のア」を「第4条第1項第2号のア」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

障がい者支援課

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第24号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「看護師」を「看護職員（条例第4条第2項第1号に規定する看護職員をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

障がい者支援課

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第25号

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 脳神経内科

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

障がい者支援課

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第26号

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則（昭和28年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第142条の2から第142条の4」を「第209条第1項から第3項」に、「及び共済事業を行う市町村（以下「組合等」を「（以下「組合」に、「。）を「。）又は受託者（同法第208条に規定する受託者をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条中「組合等」を「組合又は受託者」に改める。

第3条中「組合等の業務及び会計（共済事業を行う市町村にあっては、当該共済事業に係る業務及び会計）」を「組合にあっては業務又は会計、受託者にあってはその委託された業務又はこれに係る会計」に、「市町村の共済事業の実施に関する条例又は定款等」を「又は定款及び事業規程」に改める。

第5条中「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条」を「農業保険法第209条第4項」に改める。

第6条中「農業共済組合」を「組合」に、「市町村長」を「受託

者の役員」に改める。

第8条中「農業共済組合」を「組合にあつては当該組合」に、「又は市町村長」を「、受託者にあつては当該受託者に業務を委託した組合の理事及び監事並びに受託者の理事及び監事」に改める。

第9条第1項中「農業共済組合」を「組合」に、「市町村長」を「受託者の役員」に、「よつて」を「よつて」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第2項中「法令、市町村の共済事業の実施に関する条例、定款等」を「、法令、定款及び事業規程」に、「組合等」を「組合」に改め、同条第3項中「組合等」を「組合」に改め、同条第4項中「農業共済組合にあつては」を削る。

別記様式中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4」を「農業保険法第209条第1項から第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

農業政策課

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第27号

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則

農業災害補償法施行細則（昭和31年長野県規則第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業保険法施行細則

第1条中「農業災害補償法（）」を「農業保険法（）」に、「農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）」を「農業保険法施行令（平成29年政令第263号）及び農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）」に改める。

第2条第3項中「第34条の2第4号及び第37条」を「第47条第4号及び第50条」に改める。

第5条中「第36条」を「第49条」に改める。

第6条中「第41条第1項（法第45条第4項）」を「第54条第1項（法第61条第4項）」に改める。

第7条中「第33条の6」を「第45条」に改める。

第8条中「第142条の4」を「第209条第3項」に、「組合の」を「組合又は法第208条に規定する受託者の」に、「定款」を「定款及び事業規程」に改める。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「第59条から第69条まで」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「第150条の2第1項ただし書」を「附則第2条第1項ただし書」に改め、同条第3号中「農業災害補償法施行規則第47条の3」を「農業保険法施行規則附則第2条」に改め、同条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

農業政策課

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第28号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則（昭和51年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表の1中

農村社会学	講義			2	30
-------	----	--	--	---	----

を

農村社会学	講義			2	30
農業生産工程管理学	講義	1	15		
	演習			1	30

に改め、同表の2中

就農準備演習Ⅲ	演習			6	180
---------	----	--	--	---	-----

を

就農準備演習Ⅲ	演習			6	180
農業生産工程管理学	講義	1	15		
	演習			1	30

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在学する者の履修すべき学科目については、この規則による改正後の長野県農業大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

農業技術課

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第29号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和27年長野県規則第95号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

農業技術課

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年 3月29日

長野県公安委員会委員長 日置 勇 二

**長野県公安委員会規則第4号**

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(昭和53年長野県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び別表中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

生活安全企画課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年 3月29日

長野県公安委員会委員長 日置 勇 二

**長野県公安委員会規則第5号**

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の一般国道474号の項を次のように改める。

一般国道474号	高速自動車国道中央自動車道西宮線との分岐点から一般国道151号との交差点まで
	飯田市龍江1783番1地先から飯田市上久堅3837番1地先まで
	下伊那郡喬木村9119番367地先から飯田市上村26番5地先まで

別表第3の県道中野豊野線の項に次のように加える。

県道長野菅平線	県道三才大豆島中御所線との交差点(長野市大字大豆島5761番1地先)から県道三才大豆島中御所線との交差点(長野市大字大豆島5270番3地先)まで
---------	--

別表第3の県道松本環状高家線の項を次のように改める。

県道松本環状高家線	一般国道19号との交差点から県道大野田梓橋停車場線との交差点(松本市梓川倭578番8地先)まで
-----------	---

別表第3の県道西伊那線の項に次のように加える。

県道南原広丘停車場線	塩尻市道広丘東通線との交差点から一般国道19号との交差点まで
------------	--------------------------------

別表第3の県道三才大豆島中御所線の項を次のように改める。

県道三才大豆島中御所線	県道長野須坂インター線との交差点から県道長野菅平線との交差点(長野市大字大豆島5211番1地先)まで
-------------	--

県道長野菅平線との交差点(長野市大字大豆島5826番1地先)から一般国道18号との交差点(長野市青木島町大塚303番1地先)まで

長野市道松岡中央線との交差点から一般国道18号との交差点(長野市大字稲葉字上千田333番地先)まで

別表第3の松本市道5267号線の項に次のように加える。

松本市道5501号線	一般国道19号との交差点(松本市鎌田2丁目4934番1地先)から松本市道5039号線との交差点まで
------------	---

別表第3の松本市道5703号線の項に次のように加える。

松本市道5918号線	松本市道5267号線との交差点から松本市道5252号線との交差点まで
------------	------------------------------------

別表第3の松本市道6501号線の項に次のように加える。

松本市道6827号線	松本市道5252号線との交差点から県道松本環状高家線との交差点まで
------------	-----------------------------------

別表第3の須坂市道21号線の項に次のように加える。

須坂市道高畑虫送線	須坂市道本郷松川線との交差点から上高井郡高山村道下原1号線との交差点まで
-----------	--------------------------------------

別表第3の須坂市道坂田原砂田線の項中

須坂市道坂田原砂田線

を「須坂市道坂田原滝ノ入線」に改め、同項の次に次のように加える。

須坂市道日滝原産業団地2号線	須坂市道虫送り梨木原線との交差点から上高井郡高山村道下原1号線との交差点まで
----------------	--

別表第3の伊那市道金井原3号線の項に次のように加える。

塩尻市道広丘東通線	塩尻市道野村通線との交差点から県道南原広丘停車場線との交差点まで
塩尻市道野村通線	一般国道19号との交差点から塩尻市道広丘東通線との交差点まで

別表第3に次のように加える。

上高井郡高山村道下原1号線	須坂市道高畑虫送線との交差点から須坂市道日滝原産業団地2号線との交差点まで
---------------	---------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道474号(飯田市龍江1783番1地先から飯田市上久堅3837番1地先までの区間に限る。)、県道長野菅平線、県道松本環状高家線(県道新田松本線との交差点から一般国道158号との交差点までの区間に限る。)、県道南原広丘停車場線、県道三才大豆島中御所線(県道長野須坂インター線との

交差点から県道長野菅平線との交差点(長野市大字大豆島5211番1地先)まで及び県道長野菅平線との交差点(長野市大字大豆島5826番1地先)から一般国道18号との交差点(長野市青木島町大塚303番1地先)までの区間に限る。)、松本市道5501号線、須坂市道高畑虫送線、須坂市道日滝原産業団地2号線、塩尻市道広丘東通線、塩尻市道野村通線又は上高井郡高山村道下原1号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



### 長野県告示第260号

長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報(平成17年長野県告示第91号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

表中長野県立大学入学者選抜試験の項及び長野県短期大学入学者選抜試験の項を削る。

情報公開・法務課

### 長野県告示第261号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱(昭和46年長野県告示第168号)は、平成30年7月31日限り、廃止し、この告示による廃止前に行われる療養の給付等に係る補助金については、なお従前の例によります。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

健康福祉政策課

### 長野県告示第262号

長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

第2条第1号中「(ケ)を「(コ)に改め、同号中ケをコとし、エからクまでをオからケまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院第12条第1項第2号、第4号及び第5号中「ケ)を「コ)に改める。

第13条第1項第1号中「ケ)を「コ)に、「ク)を「ケ)に、「カ)を「キ)に改め、同条第4項中「ケ)を「コ)に改める。

第15条第2項第1号及び第20条中「ケ)を「コ)に改める。

医療推進課

### 長野県告示第263号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
長野都市計画下水道事業 長野市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和33年3月28日から  
平成36年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

### 長野県告示第264号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道(上流処理区)
- 3 事業施行期間  
平成4年7月30日から  
平成36年3月31日まで
- 4 事業地